

外国雑誌購読契約書（案）

公立大学法人埼玉県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、外国雑誌の購読に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、次のとおり外国雑誌を甲に売り渡し、甲は、これを買受けるものとする。

（1）品目及び数量等 外国雑誌6タイトル（別紙タイトルリストのとおり）

（2）納入場所 公立大学法人埼玉県立大学情報センター

（3）契約期間 2023年1月1日から2024年2月9日までとする。

（2023年12月31日までに発行された外国雑誌を納入するものとする。）

（4）納入期限 乙は、毎月雑誌を入手の都度納入する。

なお、最終納入期限は2024年2月9日までとする。

（5）契約金額 円（消費税及び地方消費税額 円を含む。）

〔内訳〕1月～3月 円

（消費税及び地方消費税額 円を含む。）

4月～12月 円

（消費税及び地方消費税額 円を含む。）

2 前項の金額にかかわらず、契約期間の中途において消費税率が改正された場合には、改正後の税率によるものとする。

（契約保証金）

第2条 乙は、公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）第36条の規定により、契約金額に100分の10を乗じた額を納付するものとする。（または規程第38条第1項第3号の規定に基づき免除する。）

（監督及び中間検査）

第3条 甲は、必要があるときは、あらかじめ乙と協議の上、立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督し、または中間検査をすることができる。

（納入及びその届け出等）

第4条 乙は、雑誌が発行されたときは、速やかに納入しなければならない。

2 乙は、雑誌を納入したときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

（検査）

第5条 甲は、前条第2項の規定による届け出を受けた日から10日以内に履行の確認の検査を行うものとする。

2 乙は、甲から請求があったときは、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 第1項の検査に直接必要な費用及び同項の検査によって雑誌が毀損したことによる損害は、すべて乙の負担とする。

（取替えまたは手直し）

第6条 乙は、納入した雑誌の全部または一部が前条第1項の検査に合格しないときは、遅滞なく、他の適正な雑誌と取り替え、または、当該雑誌を手直しの上、甲に納入しなければならない。

2 前項の規定により取り替えまたは手直しをした雑誌については、第4条及び第5条の規定を準用する。

(所有権の移転及び引渡し)

第7条 雑誌の所有権は、当該雑誌が第5条第1項の検査に合格したときに乙から甲に移転するものとし、同時に、その雑誌は甲に対して引渡されたものとする。

(代金の支払いおよび精算)

第8条 甲は、乙の適法な代金請求書に基づき、次により支払うものとする。

(1) 乙は2023年1月から3月分については2023年2月28日までに甲に請求し、甲は2023年3月31日までに乙の指定する金融機関口座に支払う。

(2) 乙は2023年4月から12月分については、当該支払額の70パーセントを限度とし、2023年4月30日までに甲に請求し、甲は前払いで2023年5月31日までに乙の指定する金融機関口座に支払う。

2 乙は、図書の納品を完了した時は、精算書を速やかに甲に提出するものとする。

3 甲は、精算書および適法な代金請求書に基づき契約金額の残金を2024年3月31日までに支払うものとする。

(発行数量の変更等)

第9条 乙は、雑誌発行数量の変更及び雑誌の一部が納入期限までに納入が不可能な場合は速やかに、甲に発行数量の変更を申し出なければならない。

2 乙は、申し出により、代金が減じた場合において、支払い済みの前払い金額が、変更後に要する前払い金額を超えるときは、その超過額を甲の発行する返納通知書により、納付しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき理由によって生じた損害は甲の負担となる。

3 甲は、乙が返納通知書の期限内に超過額を返還しなかったときは、その日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)を乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

(危険負担)

第10条 雑誌の所有権が甲に移転する前に当該雑誌について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によって生じた損害は、甲の負担とする。

(担保責任)

第11条 乙は、雑誌の所有権が甲に移転した日から1年間、当該雑誌の品質不良、変質、数量の不足その他隠れた瑕疵について責めに任ずるものとし、甲は、無償による補修取り替えまたは補足を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する瑕疵の存在によってこの契約の目的を達成することができない場合は、この契約を解除することができる。

- 3 甲は、前2項の規定による権利を行使した場合においてなお損害があるときは、乙に対しその賠償を請求することができ、またその金額は甲乙協議の上定めるものとする。

(納入期限の延長)

第12条 乙は、天災その他やむを得ない理由により納入期限までに雑誌を納入することができない場合は、その事由が発生した後、速やかにその理由、納入の予定日等を記載した書面により、甲に納入期限の延長を申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の申し出を受けたときは、その内容を検討し、正当であると認めたときは、納入期限を延長することができる。

(違約金)

第13条 乙は、雑誌の納入が納入期限後になったときは、納入期限の翌日から雑誌を納入した日までの日数に応じ、当該雑誌代金に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)を乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

- 2 乙は、第6条の規定による雑誌の取り替えまたは手直しをした場合において、当該取り替え又は手直しをした雑誌の納入が納入期限後になったときは、当該取り替えまたは手直しを要した雑誌の納入の日(その日が納入期限以前であるときは、当該納入期限)の翌日から当該取り替えまたは手直し後の雑誌の納入日までの日数に応じ、当該取り替え又は手直しを要した雑誌の金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)を乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

- 3 前項の規定による違約金の額の算定については、雑誌(第6条の規定による取り替えまたは手直しをした雑誌を含む。)の納入の日の翌日から第5条第1項の検査の完了までの日数は、算定しないものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定により算定した違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 納入期限内に雑誌を納入する見込みがないと認められるとき。

(2) この契約の締結または履行に当たり不正の行為をしたとき。

(3) 正当な理由がなく甲の行う第3条の中間検査若しくは第5条第1項の検査に協力しないとき、または当該検査を妨げたとき。

(4) 前各号のほか、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(5) 甲に対しこの契約の解除を申し入れたとき。

- 2 乙は、前項の規定により、この契約が解除された場合において、当該解除の日までに全く納品がなかったときは、甲から乙へ支払った前払い金は、甲が指定する期日までに、前払い金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)を乗じて得た額の利息を付して甲に返還しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により、この契約が解除された場合において、当該解除の日までに一部納品があったときは、当該前払い金額から納品金額を控除した額に、前払い金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）を乗じて得た額の利息を付して、甲に返還しなければならない。

4 乙は、第1項の規定により、この契約が解除された場合において、当該解除の日が納入期限後であるときは、納入期限の翌日から解除の日（当該解除が乙からの申し入れに基づくときは、甲が当該申込書の提出を受けた日）までの日数に応じ、代金総額に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）を乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

ただし、違約金の総額が、100円に満たない場合及び当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りではない。

（契約保証金に関する違約金）

第15条 乙は、契約保証金の納付について、第2条の規定により免除されているが、前条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、甲に納付しなければならない。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りではない。

（乙の損害賠償義務）

第16条 乙は、第14条第1項の規定によりこの契約が解除された場合（前条ただし書きの規定に該当する場合を除く。）において、これによって甲に生じた損害の額が前条の違約金及び第14条第2項の違約金の額を超えるときは、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に納付しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第17条 乙は、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

（談合等の不正行為に係る損害賠償）

第18条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除する可否を問わず、乙は、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

（1） この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（2） この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

（3） この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治

40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、甲に生じた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、前 2 項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号)を乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

(疑義等の決定)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、甲、乙 協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ、その 1 通を所持する。

2022 年 月 日

埼玉県越谷市三野宮 820 番地

甲 公立大学法人 埼玉県立大学

理事長 田中 滋

乙